

農地法面の草刈りの負担軽減に 市の補助金を活用しませんか？



農地保全・景観形成推進事業を使って草刈りの負担軽減を図ろう！

「農地保全・景観形成推進事業」って何？

農地や農業用施設等法面の管理の省力化と農村集落の良好な景観形成の推進を図るため、市内の農地等の法面に、センチピードグラス等を植栽する取り組みに対し、市が費用の一部を支援する補助金制度です。

○補助金交付までの流れ



どんなメリットがあるの？

○センチピードグラスを植栽すると

草刈り頻度を大幅に削減！ & 法面の崩れ防止！

農地保全・景観形成推進事業を活用することで

農業者個人の申請の場合

費用の**1/2以内**
上限50万円

農業者団体の申請の場合

費用の**2/3以内**
上限90万円

の補助金が出ます。

詳しくは、裏面をお読みいただくか、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市産業部農林水産課農林環境保全係

電話：082-420-0939 FAX：082-422-5144

1 対象者

市内の農地等の法面に 500 m²以上のセンチピードグラスまたはシバザクラを植栽する
 農業者または農業者団体

2 補助対象経費

対象となる経費	内容
育苗にかかる経費	種苗・育苗容器・肥料等
法面除草にかかる経費	除草剤等
定植にかかる経費	防草シート・肥料等
その他の経費	事業の実施に必要不可欠な器具の購入費等

★ご注意

※ 次の経費については、補助の対象となりません。

- 補助金の交付決定前に支出した経費
- 植栽に係る労務費（委託業者に支払う労務費は除く）
- その他、補助事業の実施に必要不可欠であると認められない経費

※ 取り組む場合は、事前に市役所農林水産課へお問い合わせください。

3 補助金額

区分	補助金額	補助限度額
農業者（1人で申請）	補助対象経費×1/2（※）	50万円
農業者団体（複数人で申請）	補助対象経費×2/3（※）	90万円

（※補助金額は千円未満切り捨て）

取り組まれた方から次のような声をいただいています。

- 重労働の草刈り作業が軽減された。
- 害虫が減少した。イノシシが来なくなった。
- 景観がよくなり、地域が明るくなった。ゴミのポイ捨ても減少した。
- 地域の連携や活性化を図ることができた。



【開花時期のシバザクラ】



【定着後のセンチピードグラス】